

服務管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																
砂川厚生福祉センター	特別休暇（子の看護休暇）について、人事委員会規則で定める期間（1 暦年につき 5 日）を超えて承認しているものがあった。 <table> <tr> <th>職員</th><th>承認日</th><th>特別休暇を承認した時間</th></tr> <tr> <td rowspan="6">A</td><td>令和 6 年 1 月 18 日</td><td>午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)</td></tr> <tr> <td>令和 6 年 3 月 18 日</td><td>午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)</td></tr> <tr> <td>令和 6 年 4 月 12 日</td><td>午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)</td></tr> <tr> <td>令和 6 年 6 月 13 日</td><td>午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)</td></tr> <tr> <td>令和 6 年 6 月 14 日</td><td>午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)</td></tr> <tr> <td>令和 6 年 6 月 17 日</td><td>午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)</td></tr> </table>	職員	承認日	特別休暇を承認した時間	A	令和 6 年 1 月 18 日	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)	令和 6 年 3 月 18 日	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)	令和 6 年 4 月 12 日	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)	令和 6 年 6 月 13 日	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)	令和 6 年 6 月 14 日	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)	令和 6 年 6 月 17 日	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第 6 号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 十五 中学校就学の始期に達しない子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定める当該子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 暦年につき 5 日(当該子を 2 人以上養育する職員にあっては、10 日)以内で必要と認める日又は時間
職員	承認日	特別休暇を承認した時間																
A	令和 6 年 1 月 18 日	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)																
	令和 6 年 3 月 18 日	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)																
	令和 6 年 4 月 12 日	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)																
	令和 6 年 6 月 13 日	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)																
	令和 6 年 6 月 14 日	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)																
	令和 6 年 6 月 17 日	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで (全日)																
措置の内容																		
検出事項について、日数超過分の特別休暇（子の看護休暇）の取消し及び年次休暇の取得での対応を行った。 検出事項の原因は、申請者及び承認者の取得可能日数の確認不足であった。 再発防止に向け、所属内で今回の検出事項及び特別休暇に関する制度について周知するとともに、特別休暇を申請及び承認する際には取得可能日数を超過していないかの確認を徹底することとした。 今後は、関係規則等に基づき、適正な事務処理を行う。																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和 7 年10月23日）